

## 第 498 回 福井地方最低賃金審議会議事録

1 日 時：令和 4 年 10 月 25 日（火）午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分

2 場 所：福井労働基準監督署 2 階会議室

3 出席状況：

公益代表委員 新宮委員、井花委員、上野委員、岡崎委員、竹内委員

労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員

使用者代表委員 江端委員、坂川委員、中山委員、山埜委員

事務局 田原労働局長、藤原労働基準部長、細川賃金室長、西村賃金指導官

4 議 題：

(1) 令和 4 年度福井県特定最低賃金の改正決定について  
専門部会報告

(2) 最低賃金専門部会の廃止について

ア 福井県最低賃金専門部会

イ 特定最低賃金専門部会

(3) その他

5 資 料

(1) 令和 4 年度 福井地方最低賃金審議会等の開催状況及び今後の予定表

(2) 令和 4 年度 福井県の地域別・特定最低賃金の審議改正状況

(2) 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金関係

改正決定に関する部会報告書

6 議事進行

○新宮会長

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、第 498 回福井地方最低賃金審議会を開催いたします。

最初に、定足数の確認及び連絡事項を事務局からお願いします。

○西村指導官

本日は、久保田委員が所用により御欠席で、山田委員は 10 時 50 分以降欠席となりますが、委員定数 15 名のうち 13 名の方の御出席がございますので、委員総数の 3 分の 2 以上の出席を満たし、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

○細川室長

本日の会議の添付資料として、

- 資料No.1 福井地方最低賃金審議会等の開催状況及び今後の予定表、  
資料No.2 令和4年度の地域別最低賃金と特定最低賃金の審議改正状況、  
資料No.3 特賃の専門部会の報告書

を提出させていただいておりますが、説明については割愛させていただき  
ます。お時間のあるときに見ていただければと思います。

以上でございます。

#### ○新宮会長

それでは、お手元の会議次第に基づき、議事に入りたいと思います。

まず、議題（1）「令和4年度福井県特定最低賃金の改正決定について」、事  
務局より説明をお願いいたします。

これにつきましては、専門部会を設けて本日まで断続的に審議をしていた  
いておりますので、その審議の経過及び結果について、岡崎部会長から報告を  
お願いいたします。

#### ○岡崎委員

専門部会部会長の岡崎です。

専門部会では10月12日の第1回から14日、17日、20日、の4回に渡り審  
議を重ねてきました。その経過を報告いたします。

まず、定例でございます、部会における審議内容の確認、すなわち、地域適  
応する使用者、労働者、金額の範囲等については、これまでは従前どおりとい  
たしまして、金額についてのみ審議するというにするとといったような確認  
をさせていただくとともに、日程等の確認をさせていただきました。その上で、  
労側、使側の基本的な考え方を、お伺いいたしました。まず、労働側のほうか  
ら昨年度の改定が行われていないこと、あるいはCランクの平均が932円であ  
ること等を踏まえまして、地域最賃の上昇額である30円以上、すなわち、874  
円プラス30円以上である904円以上の御提案がございました。

一方、使側からは、地域最賃は本年度30円と。これまでもかなり高い金額の  
上昇が行われていまして、地域最賃の上昇で十分に賄われているのではないか  
と。したがって、特定最賃を上げる必要はないのではないかとと思うが、制度  
として特定最賃というものが存在する以上、それを無視することもできないの  
で、地域最賃プラス1円の889円ということにしたいといったようなお考えが示  
されました。

まずはこのように労側、使側の意見の隔たりとか考え方の違いがございます  
ので、具体的な審議につきましては2回以降ということにさせていただきました。

第2回目は、10月14日金曜日13時30分より開催いたしまして、労側、使側  
と基本的な考え方の確認をさせていただいた上で、それぞれ個別の協議を行  
いましたが、基本的には、これは基本的な考え方に、主張に変化はなくて、労側  
からは他県の状況及びCランクの最低額であると、福井県はですね。といった

ことでやはり 904 円以上必要であるということで、できれば平均額である 932 円というのをお示しになりましたが、にしてもそういった金額が必要であるということを示されました。

また、使側のほうから、やはり 889 円というのには変わりはないと言われましたが、一部の委員より資料が示され、奈良県との比較等々のことも考慮して 800 円台、奈良県より上というわけにはいかないから 800 円台という考え方もあるのではないかとといったような考え方も第 2 回目では示されました。

その上で、公益といたしましては、899 円という金額では、本当に特定最賃という制度を守ったことになるのかということ及び福井県の機械産業における望ましい特定最賃の金額が必要ではないかといった考え、意見を述べた上、結論を第 3 回目の審議に委ねることにいたしました。

第 3 回目は、10 月 17 日月曜日 10 時より開催をいたしまして、ここでもやはりまず労側、使側の考え方にある違いを個別協議において伺いました。基本的には、特に労働側には来年度以降の特定最賃の協議をどうしていくのかということも踏まえて、公益側はこういう考え方を持っているな、それについてどうかといったことも踏まえて、個別の協議をさせていただきました。

また、使側についても、公益側は大体このような考え方を持っているなということで、改めて個別協議をさせていただきましたが、やはり金額の隔たりは大きく、最終的には再度お持ち帰っていただきまして、労側、使側、それぞれでもう一度協議をしていただきまして、公益の意見を踏まえてですね、考えを踏まえて協議をしていただいたということで、第 3 回目では結審をすることはいたしませんでした。

第 4 回目は、10 月 20 日木曜日 10 時 30 分より開催をいたしまして、ここではまず最初に労側、使側と個別協議に入りまして、具体的な公益の金額と考え方をお示しいたしました。その上で、両者の考え方に変化等があるかということをお伺いをいたしましたが、労側はやはり 904 円以上と、この中でも 923 円でしたっけ、932 円、ごめんなさい、932 円という金額の額も具体的にお示しになりました。

使側のほうからは、やはり制度を維持する観点から 889 円であるが、899 円であれば何とか考えることができるのではないかとといったお考えは示されました。そのような公益との個別協議を終了させていただいた後、審議を再開いたしまして、公益より現在の 874 円プラス 41 円、これは地域の相場額 30 円と昨年まで本来なら公益が上昇していただろうと考える金額でございますが、一遍にその金額に持って行くわけにはいかないだろうと。やはり徐々に、来年度以降、徐々に上げていくといったような考慮をいたしまして、今年度はプラス 11 円、すなわちもう一度言いますが、874 円プラス 41 円ということで、今年度は 915 円を提案させていただきました。

その上で採決に入りまして、賛成 4 票、反対 3 票ということで、賛成多数で採択させていただいたものでございます。以上、報告いたします。

なお、部会からの報告書については、事務局から報告させていただきます。

○新宮会長

それでは、事務局より報告をお願いいたします。

(報告書を賃金室長から読み上げて報告)

○細川室長

お手元の資料No.3を見ていただければというふうに思います。令和4年10月20日ということで、部会長から会長への報告書になってございます。当専門部会は、令和4年9月14日、福井地方最低賃金審議会において付託された福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定について慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たって専門部会の委員及び採決状況は下記のとおりであるということで、部会長から報告があった内容でございました。

1枚おめくりいただいて裏面でございますけれども、審議内容としましては、1番から6番までございます。まず、1番、適用する地域、福井県の区域。2番、適用する使用者、前号の地域内で繊維機械製造業（工業用ミシン製造業・家庭用ミシン製造業及び糸糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除くということで以下同じ）、金属加工機械製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が繊維機械製造業または金属加工機械製造業に分類されるものに限る）を営む使用者ということで使用される、起業される使用者の欄でございました。3番、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者、ただし次に掲げる者を除くということで1番から3番までございます。1番、18歳未満または65歳以上の者。2番、雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの。3番、次に掲げる業務に主として従事する者ということで、イロハに掲げる者について書かれてございます。イ、清掃または片づけの業務。ロ、手作業によりまたは手工具もしくは小型動力機を用いて行う組織、巻線、はんだづけ、かしめ、バリ取り、ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテル貼り、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴空け、組付け、取付け、材料もしくは部品の取りそろえ、溶接のかす取りまたは溶接作業における紙貼りもしくはテープ貼りの業務。ハ、賄い、湯沸かし、軽易な運搬または工具もしくは部品の整理の業務ということで適用する労働者の欄がございました。4番、最低賃金額1時間915円。5番、最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当でございます。6番、効力発生の日ということで、法定どおり、これは令和4年12月24日となっております。

以上でございます。

○新宮会長

ありがとうございました。

厳しい状況での御審議いただきまして、労側、使側、それぞれ真摯に答えをいただきまして、改めて感謝申し上げます。

ただいま説明があったとおり、専門部会で十分に審議をいただいているところではありますけれど、更に御意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員

意見ということではないんですが、この長いこの期間にわたった最低賃金から地賃から含めて、特に特定最賃のほうで少し委員から報告があったので、1点だけ確認をしたいんですけど、特定最賃の制度そのものの話が中心なのか、もしくは水準の議論が中心だったのか、課題はどっちなんだろうとちょっと思っていて、合算して制度も含めた水準のところっていうのが非常に重要なのか、それともネックになってるのはどっちなのかなというふうに、感覚的にちょっと捉えているんですけど、それは特定最賃の委員会の中でどんなイメージだったのかなっていうだけちょっと教えてほしいと思っています。

○岡崎委員

ちょっとまだ質問の内容の意図がいま一つつかみかねているんですが、あくまでも金額審議が中心でございます。

○山本委員

それは水準っていうことに。

○岡崎委員

私は、と思っておる。ただし、その水準を審議するに当たって、考慮すべき論点の一つとして、特定最賃って何なんだっていうことが根底にあったんだろうなと思います。

○山本委員

ちょっとじゃあ、特定最賃の制度の是非の話なんですか。

○新宮会長

どっちかというそれ自体を議論しているものです。

それ自体を議論はしてはいない。やっぱり専門部会の金額審議がメインです。

○山本委員

はい。

それにしても、金額側の話がなかったらちゅうのは、聴いてるほうからするとですね。

○岡崎委員

金額審議では、金額が904円がまず示され、904円以上と、889円が示されまして、その上で再度公益側のほうからの考えを示した上で、使側の一役というか一部の意見としては、899円ぐらいまでならば何とか容認できるのでないかという意見と。

○山本委員

そこは水準だったという理解でいいですかね。

○岡崎委員

水準というか、御主張です。

○山本委員

はい、分かりました。

○岡崎委員

あくまでも御主張だと私は思っています。労側のほうからは、やっぱりCランクの平均である932円と。

○山本委員

それは水準ですよ。

○岡崎委員

水準ですね。あくまでもそういった議論を踏まえ、ただし、根本には、こういう場で言っているのかどうか、やっぱり使側のほうがやっぱり、このほうががいいんじゃないかということが重んじられることを踏まえての主張でしょうし、労側としては、ただ来年度以降もこういった協議を続けていきたいということ踏まえられた主張あるいは金額の御提案だというふうにはニュアンスを持っておりますが、ただ、それについては私どもは何か議論した、それはございません。あくまでその金額についてだと思います。

○山本委員

はい、ありがとうございます。

○新宮会長

よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

(その他の意見はなかった。)

ありがとうございました。

それでは、これより採決に入りたいと思います。

この会議は原則公開となっておりますが、公開することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができるとされており、本年度最初の審議会により「採決」については非公開とすることが決定されておりますので、これより非公開とします。採決を終了した時点で再度呼びますので、傍聴人及び報道関係者の方は退室をお願いします。

予定された傍聴人は来られていませんか。

○細川室長

予定された傍聴人は来ておりません。

連絡はいただいてないんですけども。

(審議を再開する。)

~~~~~ (非公開審議の始まり) ~~~~~

~~~~~ (非公開審議の終わり) ~~~~~

(審議を再開する。)

○新宮会長

それでは、答申文を事務局で朗読してください。

・・・答申文（写）朗読（賃金室長）・・・

○細川室長

それでは、答申文ということで、令和4年10月25日、福井最低賃金審議会会長、新宮会長から福井労働局長、田原局長のほうへ答申が出されます。福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金改正決定について答申。本審議会は令和4年9月14日付、福井労発基0914第1の2号をもって貴署から諮問のあった協議のことについて慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。ということで、裏面のほうにつきましては、別紙は先ほど読み上げたとおりでございます。以上です。

○新宮会長

ただいまの答申文により答申をすることといたします。

・・・答申文を会長より局長に手交・・・

○新宮会長

それでは、ちょっと専門部会の部会長の岡崎委員より一言ありますのでお願いいたします。

○岡崎委員

すみません。ちょっとお時間を頂戴いたします。

専門部会の部会長といたしまして、審議を総括させていただきました。その点で、ちょっと審議に当たっては是非とも労働局側でお考えいただきたいということもございますものですから、お時間を頂戴いたしました。

結局のところ、今、山本委員がおっしゃられましたように、本来ここは金額審議をする場所でありまして、もちろん労働側、使側からそれぞれ金額の具体的な案をお示しになられました。そもそも我々、公益側も影響率、あるいは他県の状況等々を踏まえて金額のことを検討いたしました。ですが、実際には来年度以降どうするか、どのような審議が行われるかということが、金額審議を決める重要なファクターになってしまってた。これは繰り返し、私、御指摘を申し上げてまいりましたが、基本的に全会一致でなければ必要性審議が認められないという現代の制度、枠組みがある以上、本来、福井県であるべき金額はこうだろうなというふうに思っても、それがなかなかできない、というかそういった審議に入れれないといったような状況があるということを前提にいたしまして、恐らく労働側、使側、様々な形での金額の御提案があり、そして、御主張があったやに私は感じました。ああ、これは適切な議論になっていないというふうに私は考えます。本来、あるべき金額を議論するのではなくて、来年も協議してもらうためにはどうすればいいかという、そういう問題になってしまいました。本来、福井県全体の立場に立って、福井県の全体の立場から決めるべき最低賃金の議論にいささかちょっと十分にいかなかったんじゃないかなという反省を含めて思っています。

これは、労働側、使側が悪いのではなくて、繰り返しになりますが、現代の特定最賃の制度そのもの自体に大きな問題点があると思います。全会一致でなければならないのであれば、ちょっと別の枠組みで協議、審議をするというシステムにするか、あるいは多数をもって必要性審議を認めて、この上で十分に金額の審議を尽くして、その上でまた多数をもって決めるといったような枠組みでなければ、やはり望ましい特定最賃のシステムにはならないんじゃないかなというのを審議を通じて感じたものでございますので、あえて部会長として、



この旨を、意見を局長はじめ労働局に具申いたしますとともに、よろしく御検討のほど賜りたいと存じます。お時間を頂戴いたしました。

○新宮会長

ありがとうございます。

○田原局長

ちょっとあれですけど、一応、今頂いた御意見についてまた本省のほうに伝えさせていただきたいと思います。私の理解では、何というか、特定最低賃金の必要性審議について、全会一致じゃないと次のステージ、金額審議に行けないということについては、特定最低賃金っていうのはどちらかというとならば労使のイニシアチブで、労使が主体的に決めていくっていう産業特有のっていうことであるので、公益のほうか、公益の皆さんがどちら側っていうか、ついたほうで多数決になったりするもあるでしょうけど、そうではなくてやっぱり労使が合致すれば全会一致になりますので、全会一致で、一応金額については後で議論するにしても、改正の必要性は有りかっていうその労使のイニシアチブですね、ちょっとここで發揮して、その後金額決めに行こうっていうところですけど、いろいろ実際運営している公益の各の先生方に本当に御苦労かけて申し訳ないと思ってるんですけど、一応、制度上はそういうことになっているというふうに理解しております。

○新宮会長

恐らくそういうことが議論になるのも、何ていうか、最低賃金そのもの、地賃そのものが非常に大幅に上がってきて、なかなか特賃の個別の存在理由を明確に示すのが一つ一つの事情に寄らないとなかなか難しいと。総括的になっていくことになるとうちが難しい状況になってきてるので、やっぱりそういうことを見ますと調整審議の課程でも、どの部門について必要性を認めるかということについて使側でも意見が分かれたというお話も聴きましたので、そういうのを聴いていると全会一致とかいうようなことはなかなか堅実的でないかなという感触も私も持ちました。ただ、制度的に難しいのかもしれないんですが、地方でそういう議論があるということは、是非本省のほうにもお伝えいただいて、検討していただけるとありがたいかなというふうに思います。

この件、よろしいでしょうか。

○山埜委員

よろしいですか。

○新宮会長

はい。

### ○山埜委員

今の岡崎先生の心配しておっしゃることは本当にもっともなことだと思いますけれども、今、特定最賃と地域最賃の差がだんだん縮まってまいりまして、昨年ですと、全国の加重平均見ますと、特定最賃のほうが逆に6円低い状態になっているんですね。10年前の2010年見ますと、地域最賃のほうが66円高かった。66円高かったのがだんだん縮まってきて、去年では逆に地域最賃のほうが高い逆転現象が今もう起きてきてしまっているのです、やはり全国的に特定最賃の必要性っていうのがちょっと疑問に感じてきているような状態にもうなってきたてしまっているということが、私、今日、数字的に見て改めて思いました。これをどうしていけばいいのかっていうのは、やはり労使とやはりよくよく話し合う必要あると思うんですけれども、今までのように、やはり金額審議に入る前に小委員会を設けて話しましたけれども、そののところではやはり特定最賃の制度を例えば無くすとか、そういうことはもうなんか議論しないような前提で進めていたようですので、来年の課題としては、今の制度と並行して特定最賃の制度を見直すというような議論を併せて必要じゃないかなと、何かそういうふうにはちょっと個人的にはそういうふうには思いました。また御検討いただければいいのかなと思っております。

### ○新宮会長

恐らくその場合も、業種全部のをっていうふう、特定最賃と一般っていうよりも、それぞれの業種ごとにとということが多分議論するならば、ステップとしてはあるべきかなと。これまでそういう形で、廃止やそのカテゴリーの変更とかいうことはこれまでしてきた経緯がございます。だから、特賃全般の存在理由はもう全くないというふうに一足飛びに行く前に、やっぱりこの業種はもはやもう要らないんじゃないかとかいうような議論もできていいんじゃないかなという感じはします。その結果どうなるかについては、またこの審議会全体で決めていくことになると思いますけれども、その可能性は十分残されているというか、課題になりつつあるというのはそのとおりかなというふうに思います。労側から何かこの件につきまして意見はありますか。玉川委員、何かこの件に関して何かございますかね。

### ○玉川委員

一言だけ。

今ちょっと発言を求められたのでお話をしたいと思いますが、基本的に特定最低賃金必要だというふうに我々は思っているわけですし、それが、だから水準が適当かどうかっていうのも、毎年、我々は我々その業種の中で議論した上で積み上げた結果として改正の必要性のいわゆる申出をさせていただいていますので、基本的なスタンスとしては、毎年になってますけれども、必要性は当然ありますし、改正の必要性そのものも、資料を付けながら、実際のデータを据えて御提出させていただいていますので、だから、使用者側として、全体とい

うのはちょっと我々もこれは中立に話していただくべきかなというふうに思ってますけど、各業種あるいは都道府県における業種について、この業種についてはどうなんだというような異論とか御意見があれば、またそういう段階を踏んだ形で御提出いただいて、この場で御審議いただくっていうのが手順なのかなっていうふうには、我々としては思っているところなので、全体的な議論っていうのは、岡崎委員も言われたように、もう少し中央最低賃金審議会の中でも議論いただく中で、どういった感じでこう進めていくのか、ただ、我々は岡崎委員が言われたように、まず一個人としては、これは特定最低賃金っていうの制度の問題ですので、やっぱりこれは労使の中でこういう制度を維持していることになっているわけですから、この制度、私自身としては非常に矛盾も感じますが、これはやっぱり使用者側の御理解があって必要性っていうものを認めた上で審議していくっていうのが、この制度の問題としてはありますけど、そういうものだと思っています。今言うように、必要性の有無については、やっぱりそれぞれの業種の中で、今、実態の中で必要なこと、あるいはどういう水準なのかっていうのもその年々の議論をしていくっていうのが、私としては大事なんじゃないかと思ってますので、岡崎委員が言われたのもすごくよく分かりますし、我々としては当然中央に求めたいところですけども、今の制度としてはやっぱりそれは労使間のイニシアチブっていうのが、この言葉に尽きるのかなっていうのも局長が言われたとおりのかなっていうふうに思ってるところもあります。ちょっと矛盾してる場所あるかもしれませんが、ただ、そういう考え方としては持っているということで、使用者側の言われるような必要性そのものを業種によっては、もしかすると非常に厳しくなってますし、昔以上に必要性そのものが問われてるんだろうと思ってますので、そういう意味では段階を踏んだ形の議論が必要だろうと思ってるところです。

#### ○新宮会長

課題がいろいろ見えてきたような気がします。

一つは、必要性の審議について労使のイニシアチブというのが大前提になってると。そうした中で、岡崎委員の問題提起は、なかなかそれが実態に合っていないんじゃないかということで、場合によっては賛成多数という判断も必要になってくるケースがあるんじゃないかという御指摘だったかと思います。他方で、特定最賃そのもの、一般的に特定最賃というものの存在理由そのものがもう大分薄くなってきているという御指摘が、山埜委員からあったような気がします。それそのものを議論する機会もあっていいのではないかというような課題も出していただきました。他方で、業種ごとに見れば、確かにもう特定最賃の対象にするべきなのかどうなのか、これは私自身の意見ですけれども、それをきちんと検討してって、場合によっては業種によって特定最賃から外すとか、あるいは残すとかいうようなことを議論してもいいんじゃないかというような論点も出させてもらったつもりです。

それから、もう一つは、やはり4業種の必要性っていうことを、あえて4業

種あるということですし、全会一致ということが尊重されるべきならば、その全会一致に向けてどう歩み寄るかということについての労使のイニシアチブが積極的に発動されるべきだというのが、玉川委員の御意見かなというふうに承りました。非常に特定最賃をめぐることは、それぞれ皆さんの思いがありまして、それだけ地賃の上昇に伴うかなり、何ていうか、せめぎ合いみたいな状態になっておりますので、やはり今後も議論する中で、こうしたことは絶えず議論しながら進めていくしかないのかなというふうに感じております。来年度以降も恐らく厳しい状況の中で審議をしていくことになると思っておりますけれども、皆さんの御協力あってどうにか審議成立いたしますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、次に議題2、最低賃金専門部会の廃止についてに入ります。  
事務局、お願いします。

#### ○細川室長

最低賃金専門部会は、審議会令第6条第7項の規定により、「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されており、この任務の終了については、異議申出期間の満了が一つの基準となっております。

つきましては、福井県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の各専門部会については、異議申出期間が満了した時点において、専門部会を廃止する旨の議決をお願いいたします。

#### ○新宮会長

ただいまの事務局の説明について、何か御質問等ございますか。

もしなければ、福井県最低賃金専門部会及び繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金専門部会について、それぞれ委員申出期間が満了した時点で廃止するというふうに決定してよろしいでしょうか。

(各委員より了承を得た。)

はい、そのように決定いたします。

それでは、議題の3、その他に入ります。

委員の方で何かございますでしょうか。

#### ○九野委員

ちょっとよろしいですか。

今回、専門部会の審議に臨ませていただく中でちょっと進め方というか、局側のほうにちょっとお願いをしたいことが一つありまして、他県の審議の結果というか、改定状況の情報が局側から提示されないっていうのがありました。その件については、専門部会の中でも指摘、審議会長も指摘されたと思うんで

すけれども、局側のほうからは出せないというようなお話があったと思います。それは、労働側がつかんでる情報を公益側にお伝えすることで、他県の状況ということで共通認識取れたかなと思ってるんですけれども、やはり局側のほうから他県の審議の中身ではなくて、改正の、何というか、結果というか、専門部会での結審状況は、情報としてはしっかり開示していただきたいというふうに感じておりますので、今後検討いただきたいなと思っております。以上です。

○新宮会長

一応そういう意見があったということで、受け止めていただきたいんですけれども。

○細川室長

一応、審議会のメンバーの方には、専門部会で報告した内容について御承知おきしていただけたというふうに思いますので、もう一度、本省の回答を流用した、委員のほうからそのような話がございましたので、必要性審議の状況は、多くは非公開で審議されており、必要性の有無に関する結論は公示もされないことからオープンな情報ではありません。そのために開示は控えてくださいということで、一応議事録でオープン情報ではないと、非公開になっているので、金額審議等々の内容については他局の分は開示するなということで、本省のほうから指示をいただいておりますので、その旨、専門部会でも報告をさせていただいたところでございます。以上です。

○新宮会長

改めてこの審議会でそういう要望があったということだけお伝えいただけますでしょうか。

○細川室長

はい。

○新宮会長

お願いいたします。

○玉川委員

ちょっと確認、すみません。

○新宮会長

はい。

○玉川委員

今、必要性審議の有無そのものの公開性はないということですか。そう理解

していいですか。今おっしゃってるのは。

○細川室長

そうですね、審議会及び審議会専門部会の中で非公開にするところがございますので、その内容等については公開するなという。ですから、金額審議も全て非公開になっておりますので、金額審議についても公開するなということでございます。

○玉川委員

ごめんなさい。各県の特定最低賃金の必要性審議が行われましたけども、その必要性が認められたか否かも公表しない、できないってということになるわね、そうすると。

○細川室長

そうですね。必要性審議の状況について、多くは非公開ということで審議されているということで本省のほうからの連絡でございますので、その必要性の有無に関する結論も公示されないことからオープンな情報ではないので、開示は控えてくれということでございます。

○九野委員

よろしいですか。

専門部会でちょっと話題に上がったのは、その必要性の有り無しがどうだったかではなくって、専門部会の第4回を開催する中で、他県もかなり審議が進んで状況が変わってくるので、その中でこちらは水準を主張はもちろんしますが、公益側として他県のトレンドっていうのをつかむっていうのも大事だってお話もありましたし、その金額、決まった金額についてはそのタイミングでしっかり局側からオープンにしていきたいという意見です。必要性有り無しを聞きたいわけじゃあないんです。

○玉川委員

多分、入り口の必要性有無も非公開なのに金額出せないって話だと思うんですよ。そういうことになるでしょ。

○細川室長

結果的に、翌年のうちのほうで出せるような要覧のほうでは、内容等は全てオープンになりますので、そちらを見ていただくと分かってしまう内容ではございますけど。

○玉川委員

要は、地賃だと出せるんだけどってことでいいんですね。ていうことで理解していいんですか。

○細川室長

そうですね。はい。

○玉川委員

ですよ。だから、特定最低賃金は、あくまで必要性有無は始まって必要性認められて審議がスタートするので、必要性有無のそのものが非公開なので、金額審議が始まるっていうこと自体も非公開やと。

○細川室長

そういうことになります。

○玉川委員

と、ということですね。

○細川室長

はい。

○新宮会長

地賃はオーケーなんですね、じゃあ。審議状況。

○細川室長

先ほども申し上げました。審議会でも非公開の部分がありますと、その非公開の部分は情報公開としてオープンにするな。

○新宮会長

まあ、地賃もそうですね。金額審議のところは非公開ですから。

○細川室長

はい。

○玉川委員

なら、結審したところはいいいんですか。

○細川室長

結審内容を取りあえず、他局の内容は公開するなど。

○玉川委員

地賃もですか。

○細川室長

地賃もです。

4月の状況の中で、地賃で何円上がって幾らですよ、30円ですよとか31円ですよっていうその30円31円っていうところが、一応公開しないという。

○九野委員

今日は別に結論出してとは言ってないんですけど、結局、専門部会とか審議会で採決をした後に公示するわけじゃないですか。公示した後まで隠さなくていいんじゃないって思ってるわけですよ。だから、今日のこの915円ってやつは、今日以降公示されるんですよ。

○細川室長

そうですね。

○玉川委員

ということは、他局でももちろん共有されるし、他局から発信することに問題はないと思うんです。その途中で、採決をしてない中で金額を出してくれとは思ってではなくてというところですね。こうしたものについては。

○玉川委員

今日以降の他県の状況とか、福井も含めて、ここは知り得る、教えてもらえるってことでいいんですか。

○細川室長

いえいえ、決定になってくる審議会、異議審を経て公示になってくれば、当然公開になります。

まあ、公開の場に既に載ってない情報といたしますか。

○井花委員

そうすると、中央の見解としてはですけども、他県の審議状況を労側なり使側から出てきてるじゃないですか、実際情報が。

○細川室長

はい。

○井花委員

あれは、どなたか、他県のどなたかが、守秘義務に反したことをやってるといふ事実状態なんですかね、中央の認識としては。それを細川室長に聞くのは



あれなんですけども、どういう認識なのかなと思ひまして。実際はもう情報は出てきてるわけで。

○細川室長

ですから、労側の委員のほうから出てきている情報で、審議会の運営しています事務方から情報を流してるのではなくて。

○井花委員

もちろんそうです。

他県の委員の事務局じゃなくて、委員のどなたかが勝手に、守秘義務に反してっていうかね、そういう感じで漏らしてるのが出てきてるといふ、そういう状態なんですか。

○玉川委員

そう、おっしゃるとおり、局として本局のそういうおっしゃることが、各審議会から一切出さなつていふことで決定してもらわんと、そういうこと自体を、今の守秘義務から反してるんじゃないかといふことを、今、多分井花委員が言われてると思ふんですけど、そのガイドはないですよ。

○井花委員

実際すごく重要な、有用な情報で、それを参考にしながら議論は進めていふという事実があるので、そこは追認じゃないんですけども、ちゃんとしたそういうやり方が制度化されるようなシステムといふかルールをつくつていただけなのが、これ国の、中央の話かもしれませんが、いいんじゃないかなと思ひますし、私も正式に局から出るのが一番すつきりしてていいと思ふんですけども。これ要望ですけども。

○玉川委員

今、多分、先生の言われてるのも一緒なんですけど、この場では共有できてもいいと思ふんですよ。こつから出せといふ話じゃなくてです。我々が、例えばこの審議会の中で、労働局のほうに要は他県の状況どうかって聴いたときに、そこが、いや、教えられませんといふ言われてしまうと、じゃあ我々はどうやってやるかって話になるわけで、それは何かええ情報としては我々もありますし、多分、使用者側の先生方も全くその全国的な組織をバックに持つてらっしゃるので、できるわけでないですが、でもやっぱり、今全体で共有しようとする、今、井花委員が言われたように、局として全国的にどうだといふことを問われたときに、情報ないわけじゃないと思ふんですよ。だから、そういうことを出せないってなると、我々が言ってる情報そのものは守秘義務に反するのと言われたようなものと、ちよつとそこは統一した見解をしか

り出してもらわんと、我々もじゃあ今全国組織に確認するようなことになってきますけど。中央内部の話を含めて。中央会出すなっていうものはあるんです、確かに。中央の議論の中で、ここは守秘義務があるので出さないでくれっていう、組織内においても基本的に出すなっていうことは、あるのは聴いてます。だけど、共有するものも山ほどあるんですね。審議状況も含めて、教えていただくっていうか。例えばその目安審議の最終的な結論はこうなってるっていうことに対してのいろんな細かい説明なんかも受けてますけど、それももしかしたら守秘義務に反してるのっていう話になってしまうので、ちょっとその辺は少し整理してもらわんと。

○細川室長

いや、専門部会でその話があったので、こちらのほうとしては、出さない理由を本省のほうに確認をした。それを報告させていただいたということでございますので、要望があったということは、別途また要望ということで本省のほうに上げることができますので。

○玉川委員

地賃でまで出してたじゃないですか。お聴きして出された。あのことも基本的にはこれから出せないんですか。

○細川室長

今年、去年一覧表出していたかと思うんです。今年、出してないんです。

○玉川委員

いやいや、例えばその本審の中でも、あるいは専門委員の中でも、専門部会の中でも、で決まったところありますかっていうときに、幾つかここここここが決まりましたとかいうのをお話しいただいたじゃないですか。

○細川室長

はい。

○玉川委員

あのこと自体が。

○細川室長

そうです。

○玉川委員

NGなんですってことをおっしゃるんですか。

○上野委員  
専門部会の、いいですか。

○新宮会長  
どうぞ。

○上野委員  
専門部会の特賃の話なら、何となくその地域によって業種も違うし、地域性を重んじたような議論をしろという審議ですね。ただ、地賃については、目安なんかを中央が出して、それについて一方的に出しながら、議論の推移は全都道府県それぞれやってますけど、建てつけ後の目安なんかは中央が出してるんですね。それについて、その地域性はやっぱり関係ないじゃないですか、ほぼほぼ。それをもって一律で他県の情報が出せないっていうのは、それはちょっと情報の出し方としては、ちょっと一方的なんじゃないですか。

○玉川委員  
非公開以外は出せるんですよ。

○細川室長  
地賃も特賃で金額審議されますので。

○藤原基準部長  
それは、元のほうからいえば、取りあえずそういった情報を一切出すなっていうのを年度当初からずっと言われていた部分がありましたので、それを具体的に一度確認した上で、先ほどお話ししたというところですので、そうですね、今、伺った意見っていうのはちょっとこちらでもう一度、本省にも再度一応確認はさせていただいた上で、どうするのかっていうのは改めて……。

○上野委員  
だから、時系列的に今は特賃のその段階でこの議論がなったんで、地賃のところではそういう議論はあんまりしてなかったんで、だから、ちょっと浮いたような議論になってるかもしれません。それか、整合性を取っていただいて、もう一度じゃあ回答ください、次回でも。

○新宮会長  
取りあえず、年度初めにそういう方針を事務局のほうから示していただいて、1年間やってみただけども、いろいろ不都合もあったので、改めてこの件について中央で検討してほしいという意見が、福井の審議会からあったということをお伝えいただけませんか。

○細川室長

分かりました。

○新宮会長

はい、よろしくお願いします。

○山本委員

今の話聴くと、そこが延長なんですけど、情報の開示自体はランクがつけられるはずなんですよね。開示請求も含めて、どこまで開示できるかっていうことは決められるはずなんですけど、そこ、今の話だと出せるものは出せるし出せないものは出さないという話ではないか。出さないものは経過も含めて、範疇も含めて出せないっていうことになってくるいうんですけど、民間企業も含めて外部に出せる情報と内部でとどめる情報ってというのが事務的にルールを決めてやっているのが、法の趣旨に立ってついてやってるんですけど、そこはあれなんですかね、役所のほうはもうイチゼロの世界なんですかね。持ってないんですか、そこ。情報公開のはんちゅうを決めるっていうことは。

○藤原基準部長

そこはすみません、ちょっとはつきりとしたものちょっと私もすぐに出てこないで、今、明確なお答えはできないところです。

○山本委員

分かりました。

○新宮会長

よろしいでしょうか。

この件につきましては、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

さて、その他について事務局のほうからお願いいたします。

○細川室長

先ほど答申をいただきました福井県特定最低賃金につきましては、本日より異議申出に関する公示を行います。公示期間は10月25日、明日から11月9日までの15日間。春山合同庁舎の正面の掲示板及び各労働基準監督署の掲示板に貼り出します。また、当局のホームページにも掲載をさせていただきます。したがって、11月10日木曜日開催の499回審議会につきましては、異議申出がなされた場合は異議審に関する全員協議会による審議を実施することとなり、異議の申出がなかった場合も、本来は異議がなかった報告をするための開催をすることとなります。

本日は、これで御提案でございますけれども、もし異議がなかった場合に、過去の流れから異議が提出されることがあまりなかった状況から、もし異議が

なかった場合には、異議がなかったことについて後日文章を発送させていただく。当日は、これは審議会の当日になりますけれども、御連絡を、するしないの連絡をさせていただくような方向で、もし異議審を開催する開催しないということを考えてよろしければ、そうさせていただきたいと思いますので、委員の皆様方に一度お諮りをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○新宮会長

今ほどの事務局の提案につきましてですけども、それでよろしいでしょうか。

連絡の方法っていうのは、ちょっとメールとかで皆さんに連絡することはできますか。全ての委員に。

○細川室長

はい。メールをいただいております委員と、お電話等でも。

○新宮会長

ああ、なるほど。

○細川室長

携帯電話と会社の電話ということになります。

○新宮会長

じゃあ、異議がなかったということが速やかに伝えられる方法で各委員に伝えていただくと。その場合にはもう審議会は開催しないということで、皆さんよろしいでしょうか。

(各委員からの了承を得た。)

○細川室長

それでですけども、もし、今の開催、開催しないの連絡でございますけれども、異議があった場合は当然審議会を開催するということになりますので、異議があった場合、各皆さん、委員の皆様方に御連絡をさせていただいて、開催をさせていただく。異議がなかった場合に、連絡はしない方向で、連絡がない場合は異議がなかったということで、異議審を開かないということで取り扱わせていただくことは可能でしょうか。

○玉川委員

すみません。予定としては、予定をしておいてくれということですね。

○細川室長

はい。

○玉川委員

11月10日でいいですかね。

○細川室長

はい。

○玉川委員

無くなった場合は、無くなったって連絡しないってこと。どうする。

○細川室長

それで、無くなったという連絡をさせていただいたほうがよろしければ、そういうふうにさせていただきますし、もし、異議がなかったことが、今までずっとなかったものですから、異議がなかった場合は連絡をせずに、異議があった場合のみ、異議があるので会議を開催しますっていう連絡をさせていただくという方法と二通りございますけれども、どちらのほうがよろしいでしょうか。

○山埜委員

その連絡ってというのは、何時になるんですか。

○細川室長

それで、それがこれからの御説明だったんですけども、11月9日投函ということで、これ12時まで私どもの手元に入ることが原則でございます。郵便物が投函されるっていう部分で言いますと、私どもの合庁のところにあります投函用のポストのほうに夜中でも投函することができますので、それが翌日の、私どもが7時過ぎぐらいに来ておりますので、それを確認をさせていただいて、大体8時頃から御連絡をさせていただくような形を取らせていただこうかなと思っておりますけれども。

○玉川委員

要は、言っている、半日ぐらいの時間の話ですよ。

○細川室長

そうなんです。

○玉川委員

だから、前日の12時までが基本的にオーケーですけど、そんなことはないと思うので、多分、前日の夕方ぐらいまでになれば今回出さないって話ですよ。

○細川室長

本来はもう、なんですけれども、もしかすると郵便物を、郵便物と言うとおかしいので、直接傍聴のポストに投函されるというような可能性もございますので。

○玉川委員

翌日の朝ってということですか。

○細川室長

はい。投函期限の朝にその投函状況を早めに確認をさせていただいて、それから御連絡をさせていただくと。

○山埜委員

ちょっと余裕見て、8時半までに連絡がなかったらいい。

○細川室長

時間はなるべく早く、8時頃から8時半頃までには皆様方に、もし連絡をする必要、してくれというような話であれば連絡をさせていただきますし。

○新宮会長

いかがでしょうか。もう必要ないんじゃないかという気もするんですけども、もし異議がなければ。それでも確認あるほうがよろしいですか。当然、その日は予定していただく必要はあります。異議審の可能性が常にありますので。なので、ただそれをやるかやらないかの判断をどういう形で聞くかという御提案だと思っておりますけれども、異議審がない場合は連絡なし、異議審がある場合は8時半までには連絡が来るということではいかがでしょうか。

御異議があれば、またそれに対応していただくこととなりますので、御遠慮なくおっしゃっていただければいいかと思うんですけど。

では、御異議ないようですので、当日、異議がある場合は、8時半までには連絡が行くということで皆様よろしくお願ひします。ない場合は、異議審は開催されません。よろしくお願ひします。

○西村指導官

それともう一つ、また来年3月開催予定しております審議会の日程調整についてでございますが、年明け早々に各委員、御都合を確認させていただき、3月初旬頃をめどに決定をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○新宮会長

はい、最後になりますが、田原労働局長より御挨拶を頂きます。

○田原局長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

本年度の金額審議をいただきました繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金につきましては、専門部会において残念ながら全会一致とはいきませんでしたので、本日の審議会において採決により結審を頂くこととなりました。御審議頂いた結果、繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金は、現行の 874 円より 41 円引き上げ 915 円とする答申をいただいたところであり、これら御審議を賜りました全ての委員の皆様方に、心から御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

今回改正されます繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金につきましては、12 月 24 日の指定日発効に向けた事務処理を進めますとともに、速やかな周知徹底に努めてまいりたいと思います。

また、本日は特賃の審議の在り方あるいは情報提供の在り方について、いろいろ委員の皆様方から御意見いただきました。本省のほうにきちっと伝えていきたいと思っております。

最後に、委員の皆様方には、地域別最低賃金の改正から、今回の特定最低賃金の改正までの長期間にわたり御審議を賜りましたことにつきまして、改めて御礼と感謝を申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

○新宮会長

ありがとうございました。

長丁場の審議会ですけれども、ひとまず一区切りがついた形だと思います。これも使用者側、労働者側、皆さんの委員の御協力のおかげです。本当にありがとうございました。

それでは、本日の審議会は閉会とします。

どうも御苦勞様でした。

(閉 会)



